

運営についての重要事項に関する規定の概要〔健診機関〕

更新情報	最終更新日	平成19年12月11日
------	-------	-------------

*下記事項に変更があった場合は速やかに変更し、掲載しているホームページなど更新し、更新日を開示すること。

機関情報	機関名 ^{注1)注2)}	内山病院
	所在地 ^{注1)}	(郵便番号)
		(住所)
	電話番号 ^{注1)}	0996 — 73 — 1551
	FAX番号	0996 — 73 — 4636
	健診機関番号 ^{注3)}	4610610273
	窓口となるメールアドレス ^{注4)}	uchimt@uchimt.com
	ホームページ	http://www.uchimt.com
	経営主体 ^{注1)}	医療法人 昂和会
	開設者名 ^{注5)}	理事長 古郷 米次郎
	健診部門の管理者名	古郷 米次郎
	第三者評価	☒ 実施(実施機関:日本医療機能評価機構 ☐ 未実施
	認定取得年月日 ^{注5)}	平成14年10月21日
	契約取りまとめ機関名 ^{注6)}	
	所属組織名 ^{注7)}	

注1) 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という)に届け出る(あるいは届け出ている)内容と同一の内容とする。

注2) 正式名称で記載。複数拠点を持つ法人の場合は、正式名称が拠点名のみであれば拠点名、法人名+拠点名(例:「株式会社 サービス○○店」財団法人○○ 健診センター」等)であればその通りに記載

注3) 届出により支払基金から番号が交付されている機関のみ記載

注4) ホームページを開設している機関のみ記載。複数ある場合は最も機関の概要がわかる情報が掲載されているサイト(例「自院ページ、地区医師会ページ医療情報提供制度に基づく都道府県」ホームページ等)のアドレスを記載

注5) 何らかの評価機関において、評価を受けた場合のみ記載

注6) 個別契約のみで、どのグループにも属していない場合は記載不要

注7) 機関が支部・支店等の拠点の場合、所属する法人名(本部組織名)を記載(正式名称で)。所属組織とは、主として注2の例にあるような法人を想定(医師会を除く)。なお契約取りまとめ機関名との包含関係としては、契約取りまとめ機関 本部組織 > 機関(支店・支部等)となる。

スタッフ 情報 ^{注8)}	職種	常勤	非常勤
	医師	2 人	0 人
	看護師	2 人	0 人
	管理栄養士	3 人	0 人
	上記以外の健診スタッフ ^{注9)}	4 人	0 人
備 考	保健指導実施者育成研修コース 基礎編 医師1名、看護師1名、管理栄養士1名、事務1名 7月24日終了		
	保健指導実施者育成研修コース 技術編、ステップ3 医師1名、看護師2名、管理栄養士3名、理学療法士1名、12月10日終了		

注8) 特定健康診査に従事する者のみを記載。

注9) 医師・看護師・臨床検査技師以外で、特定健診の業務運営に必要な者(受付、身体計測、データ入力や発送、健診バスの運転等)。

施設及び設備情報	受診者に対するプライバシーの保護 注10)	☒ 有 ☐ 無
	個人情報保護に関する規定類	☒ 有 ☐ 無
	受動喫煙対策	☐ 敷地内喫煙 ☒ 施設内禁煙 ☐ 完全分煙 ☐ なし
	血液検査	☐ 独自で実施 ☒ 委託 (委託機関名: SRL)
	内部精度管理注11)	☒ 実施 ☐ 未実施
	外部精度管理注11)	☒ 実施 (実施機関: 日本医師会) ☐ 未実施
	健診結果の保存や提出における標準的な電子的様式の使用	☒ 有 ☐ 無

注10) 健診時における、必要な箇所(問診・相談や脱衣を要する検査項目の実施等)への間仕切りやついたて等の設置、別室の確保等の配慮等が為されているかの有無

注11) 血液検査を外部へ委託している場合には委託先の状況について記載。

運営に関する情報	実施日及び実施時間注12)	特定時期	
		通年	平日 9:00～17:00、土曜 9:00～12:00
	特定健康診査の単価 注13)	健診A: 5,250円(消費税含)・健診B: 8,243円(消費税含)以下/人	
	特定健康診査の実施形態注12)	☒ 施設型 (☒ 要予約 ・ ☐ 予約不要)	
		☐ 巡回型 (☐ 要予約 ・ ☐ 予約不要)	
	巡回型健診の実施地域		
	救急時の応急処置体制注14)	☒ 有 ☐ 無	
苦情に対する対応体制注15)	☒ 有 ☐ 無		

注12) どちらだけでも、どちらも可

注13) 特定健康診査の基本的な健診の項目(いわゆる必須項目)の一式を実施した場合の単価(契約先によって多様な契約単価がある場合は、そのうちの最高額)

注14) 緊急時に医師が迅速に対応できる体制の有無(医師が常駐していない機関の場合は、医師と緊密に連携し緊急時には搬送もしくは医師が駆けつける体制となっているか)。医療機関は原則として「有」と想定される

注15) 受診者や保険者による苦情が発生した場合に、それを受け付け、改善、申立者への結果報告等を行う窓口や担当等が設けられているか。医療機関は原則として「有」と想定される。

その他	提出時点の前年度における特定健診の実施件数 注16)	年間 564 人	1日当たり 2 人
	実施可能な特定健康診査の件数	年間 900 人	1日当たり 3 人
	特定保健指導の実施	☐ 有(動機付け支援) ☐ 有(積極的支援) ☒ 無	

注16) 平成19年度・20年度の掲出については、事業主健診(労働安全衛生法)及び基本健康診査(老人保健法)の実施件数を記載(実績のない機関については記載不要)